

(事前公表)

会計局「特定随意契約手続要領」の様式（別紙4）に基づく記載です。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2第2項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年4月17日

1 契約の名称及び数量

- (1) 名称 「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」にかかる点訳・点字印刷及び音訳・デジ版の製作業務
※ 詳細は別添仕様書のとおり

2 契約の相手方の選定基準

次に掲げる者のいずれにも該当すること

- (1) 県内に住所を有する地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する次に掲げるいずれかの施設を営む者
 - ① 障害者支援施設
 - ② 地域活動支援センター
 - ③ 障害福祉サービス事業を行う施設
 - ④ 小規模作業所
 - ⑤ ①から④に準ずる者として知事の認定を受けたもの
- (2) 本業務に障害者就労施設利用者を従事させる者

3 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記2の基準に該当する者で期限までに有効な見積書を提出したもののうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出した者を契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を2者以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出した者がいない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3)によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出先及び提出期限

- (1) 提出先 奈良県福祉医療部障害福祉課
- (2) 提出期限 令和5年4月28日（金）午後5時
- (3) その他
 - ① 見積書には、次の書類を添付してください。
 - ア 上記2の基準に該当する者であることを明らかにする書類
 - イ 本業務の実施体制表（本業務の各工程に従事する予定の障害者就労施設利用者の人数についても記載すること。）
 - ② 当該見積書が次に掲げる場合に該当するときは、無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記2に該当しない者が提出した見積書である場合
 - イ 記名押印を欠く見積書である場合
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書である場合
 - エ 価格を加除訂正した見積書である場合
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合
 - カ ①の書類が添付されていない見積書である場合

5 契約事務を担当する所属

奈良県福祉医療部障害福祉課障害者雇用促進係
住所：奈良市登大路町30番地
電話：0742-27-8514（ダイヤルイン）
FAX：0742-22-1814

6 契約の解除等について

- (1) 契約の相手方の決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」にかかる点訳・点字印刷及び音訳・デイジー版の製作業務仕様書

1. 業務内容

「奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例」について、視覚障害者等向けに点訳・点字印刷及び音訳・デイジー版を製作する。

(1) 点訳・点字印刷

別紙（条例全文）の内容を全て点訳及び点字印刷する。

- ① 仕上がり：大きさ 横 194 mm×縦 257mm
- ② 紙 質：点字用紙 薄手 90kg／千枚
- ③ 製 本：原則、ホチキス製本
- ④ 発行部数：10部
- ⑤ 原 稿：県からテキストデータを支給する。

(2) 音訳・デイジー版

別紙（条例全文）の内容を全て録音する。

- ① 発行部数：10部
- ② 原 稿：県からテキストデータを支給する。
- ③ そ の 他：デジタル録音図書の国際標準規格（DAISY）に準拠すること。

2. 発注課及び納入先

奈良県福祉医療部障害福祉課 障害者雇用促進係（TEL 0742-27-8514）

3. 納入期限

令和5年5月19日（金）

4. その他

- (1) 故意・過失を問わず、成果物に不良品があった場合は、受託者の費用負担により対応すること。
- (2) 本仕様書に記載されていないもの又は不測の事態への対応については、別途県と協議すること。

奈良県障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 基本的施策（第七条―第十四条）

第三章 その他の措置（第十五条―第十八条）

附則

奈良県では、日本一福祉の進んだ地域を目指し、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例（令和四年三月奈良県条例第五十二号）第七条第一項において、県民の多様な地域生活課題の解決に資する仕組みの構築を図るため、包括的な支援体制の整備を促進することとしている。

こうした中、障害のある人が抱える困りごとは、障害の特性や生活環境により異なる上に、ライフステージが移行していく中で様々に変化するため、学校卒業から就職への移行などのつなぎ目で支援が途切れることがあり、再び必要な支援につなげることが難しくなるといった課題がある。

また、障害があるにも関わらず、そのことを本人や身近な人々が気づかないまま生きづらさを抱える人が存在するといった課題や、障害のある人の親亡き後の生活に対する家族等の不安などの課題もある。

このような現状を踏まえ、奈良県人と人及び人と社会がつながり支え合う地域福祉の推進に関する条例における包括的な支援体制を基本として、障害のある人やその家族等に生涯にわたって寄り添い、支援できる体制を充実させること、及び地域における障害のある人に関する理解の促進、生活支援の充実、生活環境の充実等の各分野における障害福祉施策を推進することにより、障害のある人が、地域社会において人々と関わり合いながら、自らの意思に基づいて自分の生き方を決定し、自分らしく豊かな人生を歩むことができる共生社会の実現を目指すものである。

ここに、障害のある人及びその家族等に生涯にわたりつながり続ける障害福祉の推進に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、障害福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、障害のある人及びその家族等を支援する障害福祉の推進に関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携及び協力について明らかにするとともに、障害福祉の推進に関する施策の基本的な事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、障害のある人が、自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ること

ができるよう支援体制の充実を図り、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障害のある人 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 家族等 障害のある人の家族及び障害のある人の生活を主として支える者をいう。

四 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び障害福祉の推進に関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。

(基本理念)

第三条 障害福祉の推進は、障害のある人及びその家族等が抱える課題が、障害の特性及び生活環境等により様々に異なること、ライフステージ（就学、就労その他の個人を取り巻く環境に応じて変化するそれぞれの人生の段階をいう。）に応じて変化していくことに鑑み、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

一 障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたって、つながり続けながら、必要な支援を途切れさせないこと。

二 県、市町村及び関係機関等が緊密な連携の下、障害のある人及びその家族等に対し、その抱える課題を包括的に把握して支えること。

三 障害のある人が、自らの意思に基づき、希望する生活を選択し、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、生涯にわたって安心して幸せに暮らすことができるよう、障害のある人及びその家族等を支えること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村及び関係機関等と連携し、障害福祉の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市町村及び関係機関等との連携及び協力)

第五条 県は、市町村及び関係機関等が障害福祉に関し重要な役割を有していることに鑑み、障害福祉の推進に関する施策を実施するに当たっては、それぞれの適切な役割分担を踏まえ、連携し、及び協力するものとする。

2 県は、障害福祉の推進に関する施策の実施に必要な情報について、収集及び分析に努めるとともに、市町村及び関係機関等に対して、適切に提供するものとする。

(県民及び事業者の役割)

第六条 県民及び事業者は、基本理念にのっとり、障害のある人が希望する地域生活の実現について関心と理解を深め、県、市町村及び関係機関等が実施する障害福祉の推進に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(包括的かつ継続的な支援体制の充実)

第七条 県は、障害のある人及びその家族等が抱える課題の解決を図るため、障害のある人及びその家族等に対し、生涯にわたってつながり続け、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県、市町村及び関係機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、障害のある人及びその家族等の地域生活における支援の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害のある人及びその家族等に対する支援を包括的かつ継続的に行う人材を育成するため、研修の実施、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害及び障害のある人に関する理解の促進)

第八条 県は、障害のある人が、地域社会の一員として他の人々と関わり合いながら、希望する地域生活を送ることができるよう、障害及び障害のある人について、県民及び事業者の関心と理解を深めるための知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活支援の充実)

第九条 県は、障害のある人が自らの選択に基づき、希望する地域生活を送ることができるよう、福祉サービスの充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の充実)

第十条 県は、障害のある人が自らの選択に基づき、希望する住居で生活することができるよう、住宅環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害のある人が地域において生活上の不便を受けないよう、移動手段の確保、障害のある人が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障害のある人が地域において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療の充実)

第十一条 県は、障害のある人が地域において安心して生活することができるよう、医療提供体制の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害を早期に発見し、早期に治療又は療育を受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(教育の充実)

第十二条 県は、障害のある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、教育環境を整備するとともに、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育（障害のある人とない人がともに学ぶ仕組みをいう。）の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(就労の促進)

第十三条 県は、障害のある人が希望と適性に応じて職業を選択し、自らの能力を發揮して、安心して働き続けることができるよう、就労の機会の創出、職場への定着の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害者就労施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく就労継続支援その他就労関係の事業を実施する施設をいう。）において、就労する障害のある人の地域生活を支えるため、当該施設からの物品及び役務の調達を推進その他工賃の水準を高めるための施策を講ずるものとする。

(社会参加の促進)

第十四条 県は、障害のある人が地域においてスポーツ活動、文化活動、余暇活動等を充実させることができるよう、社会参加の機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障害のある人が情報の取得、意思の表示及び意思の疎通を円滑に行うことができるよう、障害のある人とない人の意思疎通の支援を行う者の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

(障害福祉関連施設の活用の促進)

第十五条 県は、奈良県障害者総合支援センターその他の障害福祉に関連する県の施設を前章に定める施策を推進する拠点として活用し、効果的な運営を図るものとする。（奈良県障害者計画に定める事項）

第十六条 知事は、この条例の趣旨を踏まえ、障害者計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項により規定する都道府県障害者計画、障害者総合支援法第八十九条第一項により規定する都道府県障害福祉計画及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二十二第一項により規定する都道府県障害児福祉計画をいう。以下同じ。）において、前章に定める施策に関する事項であって、当該障害者計画に必要な事項を定めるものとする。

2 知事は、障害者計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、障害者計画の変更に準用する。

(実施状況の公表)

第十七条 知事は、毎年度一回、障害者計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

(別紙)

(財政上の措置)

第十八条 県は、基本理念に基づき障害福祉の推進に関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。